

令和4年度 新たな横浜市指定文化財等

横浜市文化財保護審議会（会長 吉田 鋼市 氏）の答申を受け、「岩田家住宅」ほか2件を横浜市指定文化財に指定すること、及び「本牧十二天緑地」を横浜市地域文化財として登録することを決定しました。

今回の指定・登録により、横浜市指定文化財は169件、横浜市地域文化財は99件になります。

12月15日(木)の告示をもって正式に指定・登録されます

	指定/登録	種別	名称及び員数	所有者
①	指定	有形文化財（建造物）	岩田家住宅 1棟	個人
②		有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩坐像 1軀	宗教法人薬王寺
③		天然記念物（植物）	正安寺のイヌマキ 1本	宗教法人正安寺
④	登録	史跡	本牧十二天緑地	国・横浜市

新指定文化財概要

①岩田家住宅（建造物）《大正元年頃》

所有者：個人 所在地：中区柏葉 員数：1棟

関東大震災前に建築された外国人向け住宅として、横浜に現存するほぼ唯一の遺構である。洋館としては素朴で簡素な意匠だが、外観においてはベイウィンドウや塔屋など洋館らしい要素を採用している。内部は天井高の高いヴォリュームある室内や、充実した暖炉廻りの意匠などを用い、現在は失われているものの当初の下見板張、鎧戸付き上下窓の外観を含め、関東大震災前の横浜の外国人居住地に建つ中小規模洋館の一典型とも考えられ、高い歴史的価値を持つ。さらに、柏葉に位置する岩田家住宅の存在は、従来ほとんど明らかにされてこなかった山手周辺部における外国人居住の様相を知る手掛かりとなることから、横浜の地域史の中でも貴重な存在である。



②木造地藏菩薩坐像（彫刻）《南北朝時代》

所有者：宗教法人薬王寺 所在地：金沢区寺前二丁目

真言宗御室派薬王寺に伝来した地藏菩薩坐像。薬王寺は真言宗御室派で龍華寺（金沢区洲崎町）の末寺。永禄10（1567）年には成立していたことが知られる。

本像は衣の袖や裾を台座に懸けて長く垂らす形式の「法衣垂下像」である。その形式は中国絵画の形式を写して成立したものと考えられている。鎌倉時代中期に先駆的な表現がみられ、14・15世紀に鎌倉地方を中心とする関東で多くの作例が確認される。本像は頬が張り引き締まった面貌や立体的にあらわされた裳裾の表現などから、南北朝時代後期の一連の作よりもややさかのぼる14世紀半ば前後の製作と考えられる。

本像は鎌倉周辺地域の法衣垂下像の典型的な作例であるが、類品中でも製作年代が比較的さかのぼるものとして重要であり横浜市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品である。

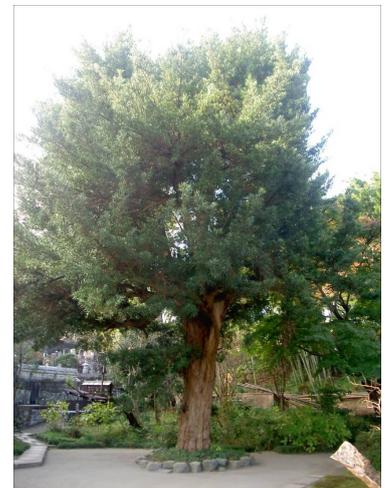


③正安寺のイヌマキ（天然記念物）

所有者：宗教法人正安寺 所在地：栄区長沼町

正安寺のイヌマキは親鸞聖人が手植えをしたという伝承が残る古木である。一部の古い枝が板状になっており、県内でもイヌマキの古木に同様の例が見られる。熱帯の高木に、通気の働きや効率的に栄養を吸収するため板根を発達させている例があるため、イヌマキも老木になるにつれて暴れ枝を支える為に板状になった可能性はあるが、その発達過程は謎である。

正安寺のイヌマキは、板状枝を有した貴重な個体の一つとして天然記念物としての価値が高い。



新地域文化財概要

④本牧十二天緑地（史跡）

所有者：国・横浜市 所在地：中区本牧十二天

現在、中区本牧和田に鎮座している本牧神社の旧境内地である。以前は海岸線に面しており、その風光明媚なたたずまいは江戸時代以降の名所図会にもたびたび登場している。この地で古くから続く「お馬流し」（県指定無形民俗文化財）の神事は、永禄9（1566）年以降、氏子たちが豊漁や悪霊退散などを祈願したものが始まりとされ、神社が移転した現在も継続されている。終戦後に接收されたこの土地が国へ返還された際に、地域住民から保存を望む声が上がったことから、現在は都市緑地として保存されている。緑地内には、石造の鳥居や加工された石材などが確認でき、本牧地区の歴史を知る上で重要な土地となっている。



※写真はデジタルデータの提供が可能です。データ提供をご希望の方は、電子メールにてご連絡ください。（教育委員会事務局生涯学習文化財課 ky-bunkazai@city.yokohama.lg.jp）

お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 宮田 純一 Tel : 045-671-3236